

仙台市いじめ防止基本方針策定委員会設置要綱

(平成25年11月8日市長決裁)

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国のいじめ防止基本方針を参酌し、本市の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を総合的にかつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定するに当たり有識者等から広く意見を聞くため、仙台市いじめ防止基本方針策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 基本方針の策定に関すること
- (2) その他、基本方針の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長1名を置く。
- 3 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は、策定委員会の事務を総括し、策定委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員がやむを得ず欠席する場合において、委員長は、代理の者の出席を認めることができる。

(任期)

第5条 策定委員会の委員の任期は、施行の日から平成26年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、教育局教育相談課において処理する。

(附則)

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。